

海外事業による企業成長モデル創出事業

支援対象企業 公募要領

募集期間:令和8年8月 24 日(月)～令和8年9月4日(金)

受託者(運営事務局) 株式会社七十七銀行

1. 事業名

海外事業による企業成長モデル創出事業(支援対象企業公募)

2. 事業の目的

本事業は、海外市場に既に販路又は販売実績を有する仙台市内の中小企業に対し、海外事業の売上拡大に向けた課題整理から実行支援までを一体的に行い、海外事業拡大を通じた企業成長を後押しすることを目的とします。

人口減少等により国内市場の縮小が見込まれる中、海外市場での事業獲得は企業成長の重要な選択肢の一つです。一方で、海外展開を行ったものの、現地ニーズに応じた販売戦略が構築できない・販路を拡大したいがパートナーが見つからないなど、成長段階における課題に直面する企業もあります。このため本事業では、経済成長及び消費市場の拡大が期待される ASEAN 地域を対象として、海外事業の売上拡大に向けた課題整理から実行までを支援します。

3. 事業内容

- ・ 既に海外事業に取り組んでいる事業者のうち、今後継続的に海外事業に取り組み、売上拡大による企業成長を目指す事業者を3社程度募集します。
- ・ 支援先企業として採択された企業にヒアリングを行い、海外事業を拡大する上での課題等を整理し、それを踏まえた個別支援計画の策定を支援し、その実行に必要な支援を実施します。
- ・ 支援事業を実施するうえで発生する経費は、採択企業1社あたり 150 万円を上限として運営事務局が負担します。採択企業に対して現金を直接支給するものではありません。また、本事業では 150 万円の支給を確約するものではなく、実際の支援内容及び経費負担額は個別支援計画に基づき決定します。
- ・ 支援内容の例は次のとおりです(採択企業により、実施する支援内容は異なります。)

分野	支援内容の例
現状分析・課題整理・資料作成	海外事業の現状分析(海外展開成熟度診断)、海外展開課題の整理、課題の優先順位付け、商品資料・営業資料・価格表等の作成、翻訳・ローカライズ、価格戦略・販売条件の整理

分野	支援内容の例
市場調査・進出国選定	ASEAN 市場調査、対象国・地域の比較検討、競合他社・商品(サービス)価格・流通構造等の調査、現地ニーズの検証
パートナー探索	現地パートナー・代理店等の探索、バイヤー・卸売・小売・飲食・ホテル等の探索
商談	商談候補先のリストアップ、商談アポイントの設定、オンライン又は現地訪問による商談同行、商談後のフォローアップ
販売テスト	現地でのテスト販売・試食・試用の実施、サンプル提供に係る調整、顧客反応の確認
受注・契約	見積提出、契約・MOU 等の支援、初回受注に向けた支援
継続・検証	継続販売に向けた改善支援、成果の検証、次のアクションの整理

【経費の対象範囲と支援先企業の負担経費について】

(1)対象経費の例

- ・ 市場調査、現地ニーズ調査、競合・流通調査等に要する費用
- ・ 資料の翻訳、ローカライズ、営業資料・価格表等の作成に要する費用
- ・ 商談先の探索、商談アポイントの設定、通訳に要する費用
- ・ 専門家・現地コンサルタント等への謝金及び委託費

(2)対象外経費・支援先企業に負担いただく経費の例

- ・ 支援先企業の人件費、渡航費、宿泊費
- ・ 商品の製造原価、原材料費、既存事業の運転資金
- ・ サンプル品の製造費
- ・ 輸送費
- ・ 国等の他の補助金・助成金と重複して支出される経費
- ・ その他、支援先企業に直接支給となる経費
- ・ 本事業の目的に照らして支援として適当でないと仙台市又は運営事務局が判断する経費

上記以外の経費については、仙台市と運営事務局が協議のうえ取り扱いを決定します。

4. 募集対象企業

仙台市内に本店を置く中小企業(みなし大企業を除く。)であって、海外市場に既に販路又は販売実績を有する企業。

5. 応募条件

応募企業は、次の(1)から(11)までの全てを満たす必要があります。

- (1) 仙台市内に本店を置く中小企業であること
- (2) みなし大企業に該当しないこと
- (3) 海外市場に既に販路又は販売実績を有すること

- (4) 本事業の業務責任者及び実務担当者を配置できること(両者の兼務は可とする)
- (5) 支援先企業として企業名や取組内容が公表されることを了承し、仙台市が実施するプロモーション活動やイベント、ヒアリング、アンケート等に協力すること。
- (6) 一次審査を通過した場合に、仙台市及び運営事務局が設置する審査委員会による面接審査(令和8年9月9日(水)・仙台市役所経済局会議室)に参加することが可能であること
- (7) 次に掲げる業種又は企業でないこと。
- ・ 仙台市暴力団排除条例(平成 25 年仙台市条例第 29 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する又は密接な関係を有する企業
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
 - ・ 各種法令等に違反している企業
 - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - ・ 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - ・ その他これらに準ずる業種又は企業
- (8) 仙台市税(または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (10) 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となることに同意すること。
- (11) 本事業の実施に伴い支援先企業が負担する経費(「3. 事業内容」に掲げるもの)を負担できること。
- 応募時点及び採択決定時点のいずれにおいても、上記の全ての要件を満たしている必要があります。応募後、採択決定までの間にいずれかの要件を満たさなくなった場合は、「18. 応募が無効となる場合」のとおりに取り扱います。

6. 採択予定数

3社程度。

応募数が採択予定数に満たない場合、その他仙台市が必要と認める場合は、再募集を行うことがあります。

7. 事業期間及び支援期間

本事業の事業期間は、令和9年3月 31 日までとします。採択企業ごとの個別の支援期間は、事業期間の範囲内で、採択後のヒアリング及び個別支援計画の内容等を踏まえて決定します。

8. 応募から採択決定までの流れ

本事業は、応募書類に基づく一次審査(書類審査)を行い、一次審査を通過した企業のみを対象として面接審査を実施する二段階の審査により、採択企業を決定します。応募企業全てが面接審査に進むものではありません。

No.	手続	内容	時期
1	公募開始	公募要領・応募申請書の公開	令和8年8月 24 日(月)
2	募集説明会	オンラインでの事業概要等説明・質疑応答	令和8年8月 28 日(金)
3	応募締切	応募申請書等の必要書類の提出	令和8年9月4日(金)17 時
4	一次審査(書類審査)	応募資格・提出書類の確認及び書類による評価	—
5	一次審査結果の通知	一次審査通過企業へ面接審査の案内(通過した企業のみ)に通知します)	令和8年9月7日(月)頃
6	面接審査	審査委員会による面接(一次審査通過企業のみ)	令和8年9月9日(水)
7	採択決定	面接審査の結果等を踏まえ仙台市が決定	—
8	採択結果の通知	採択・不採択を通知	令和8年9月 14 日(月)頃
9	支援開始	個別支援計画の策定、支援実施	採択後

9. 募集期間

令和8年8月 24 日(月)から令和8年9月4日(金)17 時(必着)まで

10. 応募方法

(1)提出期限

令和8年9月4日(金)17 時(必着)

(2)提出先

不備・不足のないことを確認の上、締め切り日時までに「24. 問い合わせ先」に記載の運営事務局あてにメールでご提出ください。持参、郵送、FAX による提出は受け付けません。

(3)メール件名

「【応募】海外事業による企業成長モデル創出事業 支援対象企業応募(貴社名)」

(4)留意事項

- ・ 提出書類のファイル形式は、Word、Excel 又は PDF としてください。
- ・ データのサイズが 20MB を超える場合には受信できない場合がありますので、データファイルを圧縮又は分割するなどしてご提出ください。
- ・ 運営事務局は、応募書類を受領した場合、原則として2営業日以内に受領確認のメールを返信します。返信がない場合には、お手数ですが「24. 問い合わせ先」に記載の運営事務局まで電話等でご連絡ください。
- ・ 提出期限後の応募は、いかなる理由であっても受け付けません。

- ・ 応募に要する費用は、応募企業の負担とします。
- ・ 提出された応募書類は返却しません。

11. 提出書類

No.	書類名	備考
1	応募申請書(様式1)	必須
2	直近3期分の決算報告書一式の写し又はこれに類する書類	必須
3	市税の滞納がないことの証明書(申請日以前3か月以内に取得したもの)	必須
4	会社の概要が分かる資料(会社案内等)	必須
5	対象商品の写真・カタログ(外国語版を含む)	任意
6	海外取引の実績が分かる資料	任意
7	海外展開実績を確認できる資料	任意
8	その他、応募内容の説明に資する資料	任意

12. 募集説明会・個別相談

日時:令和8年8月 28 日(金)17 時 00 分～17 時 30 分

方法:オンライン(参加申込方法は仙台市ホームページ及び運営事務局において案内します。)

説明会への参加は任意です。参加の有無は審査に一切影響しません。説明会に参加できない場合も応募することができます。

応募に関するご質問は、募集期間中、随時、「24. 問い合わせ先」に記載の運営事務局あてにメールでお受けします。

13. 審査項目及び配点(一次審査・面接審査共有)

審査項目は、次の5項目、合計 100 点満点とします。各項目は0～5の6段階で評価し、次の計算式により項目別得点(小数第1位まで)を算出します。

$$\text{項目別得点} = \text{6段階評価点} \div 5 \times \text{当該項目の配点}$$

No.	審査項目	配点
①	海外展開実績	20点
②	生産・供給・社内対応体制・財務状況	20点
③	将来的な海外事業拡大意欲	20点
④	事業期間内の売上拡大可能性	25点
⑤	商材の海外市場向け販売適性	15点
合計	—	100点

【審査のポイント】

本事業では、海外市場において既に一定の販路又は販売実績を有し、支援を通じて海外売上のさらなる拡大が期待できる企業を高く評価します。

特に、以下のような企業を優先的に評価します。

- ・ 既に海外販売、輸出、越境 EC、海外商談等の経験がある
- ・ 海外展開に関する経営者の明確な意思と戦略がある
- ・ 商品又はサービスに海外市場での適合性、競争力がある
- ・ 海外事業を展開する際の自社の課題が具体的に整理されている
- ・ 本事業期間中に売上創出等の成果が生まれる可能性が高い
- ・ 継続的に海外事業を拡大できる組織体制・財務基盤を有している

※ 上記のほか、応募申請書全体の記載内容を総合的に確認します。

※ 審査項目②のうち財務状況は、「11. 提出書類」により提出された直近3期分の決算報告書一式の写し等に基づき確認します。

本審査項目は、「14. 一次審査(書類審査)」及び「15. 面接審査」の双方において共通して使用します。一次審査では提出された応募書類に基づき、面接審査では応募書類及び面接における応答内容に基づき、それぞれ100点満点で評価します。

なお、本事業は、海外展開上の課題を有する企業に対し伴走支援を行い、その課題を解決して成果につなげることを目的としています。このため、認証未対応、外国語資料の未作成、現地パートナー未確保等の海外展開の準備状況のみを理由として評価を下げることはありません。審査においては、課題が具体的に整理されているか、及び本事業の支援により事業期間内に解決し成果につなげられるかを重視します。また、複数の審査員が採点する場合は、審査員ごとの6段階評価点の平均値を用いて項目別得点を算出します。

14. 一次審査(書類審査)

(1) 審査主体

一次審査は、提出期限までに応募書類が提出された全ての応募企業を対象として、仙台市及び運営事務局が実施します。運営事務局は形式要件の確認及び審査項目に基づく採点を行い、仙台市がその内容を確認の上、面接審査の対象となる企業を決定します。

(2) 形式要件の確認

はじめに、次の事項を確認します。

- ・ 「5. 応募条件」に定める項目を全て満たしていること
- ・ 「11. 提出書類」に定める必須書類が全て提出されていること
- ・ 提出期限及び提出方法が守られていること
- ・ 応募申請書の必須項目に記載漏れがないこと
- ・ 応募内容に明らかな虚偽又は重大な不備がないこと
- ・ その他本要領に定める応募の条件を満たしていること

形式要件を満たしていない応募は、原則として審査の対象外とし、書類による評価は行わず、一次審査不通過として取り扱います。

(3)書類による評価

形式要件を満たした応募企業について、応募申請書及び添付書類に基づき、「13. 審査項目及び配点」に沿って 100 点満点で評価します。

(4)面接審査へ進むための基準

一次審査において総合得点が 60 点以上の応募企業を面接審査の対象とします。ただし、面接審査の実施日程等を踏まえ、当該基準を満たした応募企業のうち得点上位 6 社程度を面接審査の対象とすることがあります。

(5)一次審査結果の通知

令和8年9月7日(月)頃までに、審査を通過した企業にのみメールにより通知します。

15. 面接審査

面接審査は、一次審査を通過した企業のみを対象として実施します。

項目	内容
対象	一次審査を通過した企業
実施日	令和8年9月9日(水)
実施形式	対面
場所	仙台市役所経済局会議室(仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル)
出席可能人数	1社あたり2名までとします。
面接時間	1社あたり 30 分程度
実施方法	提出済みの応募申請書に基づき、審査員より質問をします。

16. 採択決定

面接審査の結果を踏まえ、採択企業を決定します。採択予定数は3社程度です。

最終順位は、面接審査の得点(100 点満点)により決定します。一次審査の得点は、面接審査の対象となる企業を決定するために使用するものとし、最終順位には算入しません。

面接審査の得点が同点の場合は、審査項目④事業期間内の売上拡大可能性の得点が高い企業を上位とします。

応募数又は基準を満たす企業数が採択予定数に満たない場合は、再募集を行うことがあります。

17. 採択結果の通知

最終審査の結果は、面接審査に進んだ応募企業の全社に対し、令和8年9月 14 日(月)頃までに文書(メール)により通知します。採択企業に対する通知は「採択通知書」、不採択企業に対する通知は「不採択通知書」によります。

18. 応募が無効となる場合

次のいずれかに該当する応募は、無効とし、又は審査の対象外とします。

- ・「5. 応募条件」に定める条件を満たさない場合、又は採択決定までの間に条件を満たさなくなった場合
- ・ 提出期限後に応募書類が提出された場合
- ・ 「11. 提出書類」に定める必須書類が提出されていない場合
- ・ 応募書類に虚偽の記載又は重大な不正の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害するおそれのある行為が行われた場合
- ・ その他本要領に定める条件に違反した場合

採択後に上記に該当する事実が判明した場合は、「22. 採択の取消し・支援の中止」により取り扱います。

19. 個人情報・企業情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、本事業の審査及び実施の目的以外に使用しません。営業秘密、取引先情報等の企業情報についても、本事業の実施に必要な範囲で取り扱い、業務上知り得た情報を第三者に漏らすことはありません。なお、支援の実施に当たり、必要な範囲で海外専門家、現地事業者等へ応募企業の情報を共有する場合があります。

20. 知的財産権・第三者の権利

本事業の遂行により発生する著作権等の知的財産権の取扱いは、仙台市・七十七銀行間の委託契約に基づく仕様書の定めによります。応募企業が提出する応募書類及び対象商品・サービスに関する第三者の著作権、商標権、肖像権等については、応募企業の責任において権利処理を行ってください。

21. 応募書類の取扱い

提出された応募書類は返却しません。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報開示の対象となる場合があります。営業秘密、取引先情報、個人情報等を含む場合は、審査に支障のない範囲で該当箇所を黒塗りした上での提出が可能です。

22. 採択の取消し・支援の中止

採択企業について、応募資格違反、応募書類の虚偽記載、重大な協力義務違反その他本事業の実施が適当でないと仙台市又は運営事務局が判断する事由が判明した場合は、採択の取消し又は支援の中止を行うことがあります。

23. 留意事項

- ・ 本事業は、商談、受注、売上等の成果を保証するものではありません。
- ・ 希望する支援メニューが必ず実施されるとは限りません。実施内容は、採択後のヒアリング、自社の課題、事業予算等を踏まえて運営事務局が決定します。

- ・ 予算の状況等により、支援内容・実施時期を調整する場合があります。
- ・ 応募及び審査に関して知り得た他の応募企業の情報を、第三者に開示しないでください。
- ・ 本公募要領に定めのない事項については、仙台市及び運営事務局が協議の上、決定するものとします。

24. 問い合わせ先

項目	内容
運営事務局	株式会社七十七銀行 市場国際部アジアビジネス支援室
電話	022-211-9880
電子メール	a-business@77bank.co.jp
受付時間	平日9:00～17:00(土日祝日を除く)

以 上